

長時間労働規制法案 概要

(労働基準法の一部を改正する法律案)

過労死ゼロ、ワークライフバランス実現、労働生産性向上のため、労働時間の規制等を行う。

労働時間、休息、休日等の規制

①労働時間の延長の上限規制

- ・36協定による労働時間の延長に上限を規定
※具体的な時間については、労働者の健康の保持及び仕事と生活の調和を勘案し、厚生労働省令で決定

②インターバル規制の導入

- ・始業後24時間以内に一定時間以上の継続した休息时间（インターバル）の付与を義務化
※具体的な時間については、労働者の健康の保持及び仕事と生活の調和を勘案し、厚生労働省令で決定
- ・災害時や事業による特例、労使協定による休息時間の短縮を規定

③週休制の確保

- ・4週4日の変形週休制の導入について、労使協定を要件化

④事業場外みなし労働時間の明確化

- ・判例を基に、適用条件を明確化

⑤裁量労働制の要件の厳格化

- ・①と同様の趣旨から、使用者が健康管理時間(※)を把握・記録し、上限の範囲内とする措置をとることを導入の要件化
※ 事業場内にいた時間と事業場で労働した時間の合計時間

実効性の担保

⑥労働時間管理簿

- ・新たに労働時間管理簿の調製を義務付け
- ・労働者単位での日ごとの始業・終業時刻、労働時間等を記録

⑦公表

- ・厚生労働大臣が、適正な労働条件の確保及び労働者の保護の観点から、違反事例について、名称等を含め公表できることを規定

⑧罰則

- ・②について罰則を規定（6月以下の懲役又は30万円以下の罰金）
※①、③、④、⑤違反は既存の規定違反で対処（6月以下の懲役又は30万円以下の罰金）
- ・⑥について罰則を規定（30万円以下の罰金）

- ・公布日から2年以内で政令で定める日から施行
※労政審での審議、新たな協定の締結等に必要期間を想定
- ・その他所要の規定の整備